

郵便物の送付先変更について

(医療課【施設基準担当】への直接送付のお願い)

平素より社会保険医療の適正かつ円滑な運営につきまして、格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、施設基準等の取扱いの効率化を図るため、四国厚生支局に郵送される届出書について、以下のとおり種類別に送付先を変更いたします。令和8年4月以降に届出書を郵送される際は、次の表をご確認のうえ郵送いただきますようお願いいたします。

なお、指導監査課及び各県事務所へ直接持参により届出することも引き続き可能です。

		医療課（施設基準担当）へ郵送	引続き指導監査課各県事務所へ郵送
①	保険医療機関・保険薬局の指定及び届出事項変更等に関する申請・届出		○
②	保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出		○
③	<u>医科・歯科・薬局の施設基準の届出等</u>	○	
④	<u>指定訪問看護事業者の指定・変更・休廃止の届出</u>	○	
⑤	<u>訪問看護ステーションの基準の届出</u>	○	

(上記、③④⑤の新たな郵送先はこちら)

〒760-0019

住 所：香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 南館5階

電 話：087-851-9585

提出先：四国厚生支局 医療課（施設基準担当） 宛